



市民憲章を唱和する出席者たち

市民憲章推進大会

23年度奥州市民憲章推進大会（水沢まちづくり運動協議会主催）が2月22日、市文化会館（Zホール）を会場に、約200人が参加し開催されました。市民憲章の唱和や実践事例の発表、「未来を創造する道標となるよう努力を誓う」とする大会宣言の採択が行われ、出席者は、市民憲章の理念に基づく地域づくりへ意欲を新たにしました。



教育委員長から表彰を受ける受賞者

功績をたたえ教育委員会表彰

第4回市教育委員会表彰式が2月18日、市文化会館（Zホール）で行われ、文化やスポーツの発展に寄与した児童生徒192人、26団体と、文化功労賞10人、6団体の功績をたたえました。教育委員会特別表彰には、日高火防祭の文化伝承に尽力する日高神社火防祭保存会と、ウエイトリフティングで国体などを3冠達成した艾幸太君が輝きました。



市天然記念物への指定が答申された種蒔桜

天然記念物の指定

市文化財保護審議会は2月22日、江刺区梁川地内の一本桜「梁川のエドヒガン」を、市天然記念物に指定するよう市教育委員会に答申しました。種蒔桜と呼ばれるこのサクラは、幹周囲が567センチもある市内でも有数の巨木。旧栗生沢村の中心にあり、集落のシンボルとなっています。農事の季節桜として大切に管理され、民俗学的にも学術的にも貴重な木です。指定されると、奥州市となってから初の天然記念物となります。

市は2月に満百歳を迎えた2人に記念品を贈り、長寿を祝いました。伊勢ユキさん（江刺区男石）は花巻市に生まれ、22歳で故・健二さんと結婚。3男2女をもうけ、孫9人、ひ孫7人に恵まれました。ハイヤー運転手だった健二さんを支え、得意の料理で家族を喜ばせました。調理師免許を持ち、当時珍しいグラタンやカレーライスが近所で評判でした。しっかり者で前向きな性格というユキさん。長寿の秘訣は、食べ物に好き嫌いがなく、良く働いたことです。

おめでとー！百歳を祝い2人に記念品



記念品を受け取りほほ笑む貞子さん



花束とケーキでお祝いされるユキさん

れて、百歳になった感想を「自分でもびっくり」と話していました。

市内の使用料統一のために

4月から汚水処理施設使用料を変更

市は、4月請求分（3月使用分）から、汚水処理施設使用料の算定基準を下表のとおり変更します。ご理解をお願いします。

■問い合わせ＝本庁下水道課管理普及係（内線 539）

4月請求分から水沢区と胆沢区の汚水処理施設使用料を次のとおり変更します。これは、各自治区で異なっていた使用料を統一するためのものです。急激な使用料の変動を避けるため、平成21年度から始まった段階的な調整は、25年度まで続く予定です。※公共下水道、農業集落排水施設、市営浄化槽の使用料は23年度から統一されています

【対象地域】

▽水沢区…真城が丘団地

▽胆沢区…蓬平団地、鶴田エクセルガーデン、見分森団地、パークサイドタウンいさわ

■汚水処理施設使用料算定基準

		基本料金 （円）	汚水量 1 m ³ あたりの単価（円）							
			1～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～40m ³	41～50m ³	51～100m ³	101～500m ³	501m ³ ～
H23	水沢	1,050	84.0	130.2	151.2	172.2	189.0	199.5	210.0	214.2
	胆沢	1,050	63.0	104.0	116.6	129.2	141.8	148.1	154.4	154.4
H24	水沢	1,050	84.0	128.1	149.1	170.1	189.0	199.5	210.0	212.1
	胆沢	1,050	73.5	115.0	131.8	148.6	165.4	173.8	182.2	182.2

正しい料金算定をするために必要です

下水道料金の調整のために届け出を

下水道などの使用料金は、市の水道使用量を基に算定しています。自家水道を使用している場合や、農業に市の水道を使用している場合は、料金を調整する場合がありますので届け出をしてください。23年度に届け出をした人も、新たに24年度の届け出が必要です。ご注意ください。

■問い合わせ＝本庁下水道課管理普及係（内線 539）

【自家水道使用世帯】

自家水道を使用している世帯では、住民基本台帳に登録されている人数を基にして、下水道などの使用料を算定しています。施設入所や長期入院をしている人がいる場合は、速やかに届出をお願いします。

【農業に市の水道を使用している世帯】

農業に市の水道を使用している世帯は、汚水量の調整を行ないますので届け出をお願いします。

■対象者＝農業に下水道使用料の対象となっている市水道を使用している人（家庭菜園除く）

■対象となる使用料＝公共下水道、農業集落排水施設、市営浄化槽、汚水処理施設

■届出期限＝翌月の7日

【次の場合も届け出を】

- 自家水道による下水道などの使用休止または再開
- 建物の解体による下水道排水設備の廃止
- 浄化槽の使用を休止または再開